

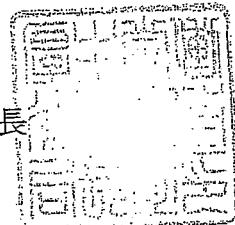


医政発第0208008号

平成17年2月8日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」
の一部改正について

大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請手続等については、「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成15年7月28日付け医政発第0728001号医政局長通知。以下「特例通知」という。）により、通知しているところであるが、今般、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第14号）が公布・施行され、新規に臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者が提出しなければならない申請書の提出期限が、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の8月31日から、6月30日に2ヶ月繰り上げられたこと等に伴い、別添のとおり特例通知の一部を改正することとしたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

○「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」(平成15年7月28日付け医政発第0728001号)

新	旧
<p>第1 用語の定義 (略)</p> <p>1 「単独型相当大学病院」 大学病院のうち、単独で又は臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院をいうものであること。</p> <p>2 「管理型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であつて、当該臨床研修の管理を行うものであることを。</p> <p>3 「協力型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であつて、管理型相当大学病院又は臨床研修協力施設でないものをいうものであること。</p>	<p>第1 用語の定義 本通知で用いる用語のうち、次に定めるもの以外については、施行通知によること。</p> <p>1 「単独型相当大学病院」 大学病院のうち、単独で又は臨床研修協力施設と共にして臨床研修を行う病院をいうものであること。</p> <p>2 「管理型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であつて、当該臨床研修の管理を行うものであることを。</p> <p>3 「協力型相当大学病院」 大学病院のうち、臨床研修病院又は他の大学病院と共同して臨床研修を行う病院（単独型相当大学病院を除く。）であつて、管理型相当大学病院又は臨床研修協力施設でないものをいうものであること。</p>
<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請 (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の<u>6月30日</u>までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であつても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。 ア 当該指定に係るすべての研修プログラム イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2） ウ 当該病院の医師名簿（施行通知の様式3）</p> <p>工 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）</p>	<p>第2 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の指定の申請</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の指定の申請 (1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより管理型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の<u>6月30日</u>までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。なお、既に管理型臨床研修病院の指定を受けている病院であつても、臨床研修病院群の臨床研修病院の構成を変更しようとする場合は、新たに管理型臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。 ア 当該指定に係るすべての研修プログラム イ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2） ウ 当該病院の医師名簿（施行通知の様式3）</p> <p>工 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類（様式1）</p>

<p>オ 共同して臨床研修を行うこととなる協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式 2）及び大学病院承諾書（様式3）</p> <p>カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、臨床研修 協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承 諾書（施行通知の様式5）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(3) 协力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概 況表（様式2）及び大学病院承諾書（施行通知の様式3）を作成し、管理型臨床研修病院の開設 者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(4) 管理型相当大学病院の指定を受けようとする病院の開設者は、当該病院に関する指 定申請書及び添付書類と、協力型臨床研修病院に関する指定申請書及び添付書類とを 一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付すること。</p>	<p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の指定の申請 (1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行うことにより協力型臨床研修病院の指 定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の<u>6 月31日</u>までに、当該病院に関する指定申請書（施行通知の様式1）を、管理型相当 大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、 管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働省医政局医事 課に相談すること。なお、既に協力型臨床研修病院の指定を受けている病院であつて も、臨床研修病院群の構成を変更しようとする場合は、新たに協力型 臨床研修病院の指定申請を行わなければならないこと。</p> <p>(2) 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこと。 ア 当該病院の医師名簿（施行通知の様式3） イ 当該指定に係るすべての研修プログラム ウ プログラム責任者履歴書（施行通知の様式2） エ 当該指定に係る臨床研修病院群を構成することとなる病院及び大学病院相互間の 連携体制を記載した書類（様式1）</p> <p>オ 共同して臨床研修を行うこととなる管理型相当大学病院の大学病院概況表（様式 2）及び大学病院承諾書（施行通知の様式3）</p>
--	--

2) 及び大学病院承諾書(様式3)

協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、協力型相当大学病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を提出する。協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合にあつては、臨床研修協力施設協定書（施行通知の様式4）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式5）を提出する。

第5式の様知通行(施行書)

(3) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の入院死院者に送付するようお願いしていること。

(4) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（様式2）及び大学病院承諾書（様式3）を作成するようお願いしていること。

(5) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行

(三)

1118

(5) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行なうこととなる協力型臨床研修病院の指定申請書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局に送付する。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の(2)付するようお願いしていること。イからキまでの添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えない。

۲۷۱

十大学病院における臨床研修の指定の基準

卷之三

天學講義 第四回

<p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出 (1) (略)</p>	<p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の変更の届出 (1) (略)</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、次に掲げる事項（コに掲げる事項を除く。）に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもつて、また、コに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもつて、その日から起算して1月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこと。</p> <p>ア 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>イ 管理者の氏名</p> <p>ウ 名称</p> <p>エ 診療科名</p> <p>オ 病床の種別ごとの病床数</p> <p>カ 研修管理委員会の構成員</p> <p>キ プログラム責任者</p> <p>ク 指導医及びその担当分野</p> <p>ケ 研修医の処遇に関する事項</p> <p>コ 協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項</p> <p>(1) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(1) 管理者の氏名</p> <p>(1) 名称</p> <p>(1) 診療科名</p> <p>(1) 病床の種別ごとの病床数</p> <p>(1) プログラム責任者</p> <p>(1) 研修医の処遇に関する事項</p> <p>サ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該臨床研修協力施設に係る次に掲げる事項</p> <p>(1) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(1) 管理者の氏名</p> <p>(1) 名称</p> <p>(1) 研修医の処遇に関する事項</p> <p>(1) 研修医の指導を行う者及びその担当分野</p>
--	--

(4) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項			
(2) (略)			
(3) 管理型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該管理型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。			
(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から臨床研修病院変更届出書の送付を受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型臨床研修病院の開設者は、速やかに当該臨床研修変更届出書又は当該大学病院変更届出書を当該管理型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。			
2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の変更の届出			
(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、アからクまでに掲げる事項に変更が生じたときは、臨床研修病院変更届出書（施行通知の様式7）をもって、また、ケからサまでに掲げる事項に変更が生じたときは、大学病院変更届出書（様式4）をもって、その日から起算して1月以内に、その旨を共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないこと。ただし、ケ又はサに掲げる事項に変更が生じた場合において、管理型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、また、コに掲げる事項に変更が生じた場合において、協力型相当大学病院の管理者が送付した大学病院変更届出書（様式4）が管理型相当大学病院の管理者を経由して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に到達したときは、は、それぞれ協力型臨床研修病院の開設者がその旨を届け出たものとみなすこと。			
また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たつて管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、厚生労働省医政局医事課に相談すること。			
また、協力型臨床研修病院の開設者は、届出に当たつて管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。			

さらに、協力型臨床研修病院においては、アからクまでに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談すること。

ア	(略)	イ	(略)	ウ	(略)	エ	(略)	オ	(略)	カ	(略)	キ	(略)	ク	(略)	ケ	(略)	コ	(略)	サ	(略)
ア	開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）	イ	管理者の氏名	ウ	診療科名	エ	病床の種別ごとの病床数	オ	プログラム責任者	カ	指導医及びその担当分野	キ	研修医の処遇に関する事項	ク	管理型相当大学病院に係る次に掲げる事項	ケ	(7) 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）	コ	大学病院に係る次に掲げる事項	サ	臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う場合には、名称及び主たる事務所の所在地
(1)	管理者の氏名	(1)	名称	(1)	診療科名	(1)	病床の種別ごとの病床数	(1)	研修管理委員会の構成員	(1)	プログラム責任者	(1)	研修医の処遇に関する事項	(1)	協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項	(1)	管理者の氏名	(1)	診療科名	(1)	病床の種別ごとの病床数
(2)	研修医の処遇に関する事項	(2)	プログラム責任者	(2)	研修医の処遇に関する事項	(2)	協力型相当大学病院に係る次に掲げる事項	(2)	管理者の氏名	(2)	プログラム責任者	(2)	研修医の処遇に関する事項	(2)	施設に係る次に掲げる事項	(2)	名称	(2)	プログラム責任者	(2)	研修医の処遇に関する事項
(3)	施設に係る次に掲げる事項	(3)	名称	(3)	名称	(3)	施設に係る次に掲げる事項	(3)	名称	(3)	名称	(3)	施設に係る次に掲げる事項	(3)	施設に係る次に掲げる事項	(3)	名称	(3)	名称	(3)	施設に係る次に掲げる事項

<p>(7) 開設者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(i) 管理者の氏名</p> <p>(ii) 名称</p> <p>(iii) 研修医の処遇に関する事項</p> <p>(iv) 研修医の指導を行う者及びその担当分野</p> <p>(v) 臨床研修協力施設が医療機関である場合にあつては、次に掲げる事項</p>	<p>(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(i) ケ又はサに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院から大学病院変更届出書の送受け、又は共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該大学病院変更届出書又は大学病院変更届出書を当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。</p> <p>(5) 大学病院と共同して臨床研修を行う大学病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p>	<p>(2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(i) ケ又はサに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、(i) コに掲げる事項に変更が生じたときは、その旨の大学病院変更届出書（様式4）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。また、依頼通知により、協力型相当大学病院においては、(i) コに掲げる事項に変更が生じると考えられる場合は、事前に管理型相当大学病院に相談するようお願いしていること。</p> <p>(4) 共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送受け、又は共同して臨床研修を行なう協力型相当大学病院から大学病院変更届出書の送付を受けた管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに当該大学病院変更届出書又は大学病院変更届出書を厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしていること。</p>	<p>第5 大学病院と共同して臨床研修を行う大学病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>1 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う大学病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>(1) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う大学病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに、当該研修プログラムに開設者、次に掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施</p>
--	---	--	---

<p>行通知の様式 8) を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）</p> <p>イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）</p> <p>ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類</p>	<p>（様式 1）</p> <p>工 協力型相当大学病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式 5）</p> <p>才 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合には、新たに管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書（様式 3）</p> <p>力 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式 9）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式 5）</p> <p>行通知の様式 5）</p> <p>(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式 5）を作成し、また、新たに管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更記載用）（様式 5）及び大学病院承諾書（様式 3）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。</p> <p>(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する研修プログラム変更・新設届出書と、一括して当該管理型臨床研修病院の所在地を管轄する地方厚生局健康新事課あてに送付すること。</p>
<p>2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラムの変更又は新設の届出</p> <p>(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、当該プログラムに掲げる書類を添えて研修プログラム変更・新設届出書（施行通知の様式 8）を、共同して臨床研修を行う管理型相当大学病院の管理者を経由し</p>	<p>行通知の様式 8) を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。</p> <p>ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、変更前及び変更後の研修プログラム）</p> <p>イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）</p> <p>ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類</p>

て厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の監督者を経由できない場合にあっては、厚生労働省医政局医事課に相談すること。
ア 変更又は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあっては、
イ 研修プログラムの変更前の研修プログラム）
イ 研修プログラムの変更の場合にあっては、変更する箇所を記載した書類（変更部
分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えがない。）
ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類
(様式1)
エ 管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院概況表（変更等記載用）
(様式5)
オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあっては、新たに管理型臨床研修
病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書（様式3）
カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合には、臨床研修協力施設（施
設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）及び臨床研修協力施設承諾書（施
行通知の様式5）
(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概
況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、また、新たに管理型臨床研修病院と共同し
て臨床研修を行う協力型相当大学病院においては当該病院の大学病院概況表（変更等
記載用）（様式5）及び大学病院承諾書（様式3）を作成し、管理型相当大学病院の管
理者に送付するようお願いしていること。
(3) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概
況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病
院の研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類を取りまとめて、一括して厚生労
働省医政局医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数
の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差
し支えないこと。
現に研修医を受け入れている臨床研修病院は、当該研修医が研修を修了し、又は中斷
するまでの間、当該研修医が受けける臨床研修に係る研修プログラムの変更をしてはまう
ないこと。

て厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合にあつては、当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に相談すること。

ア 変更文は新設に係る研修プログラム（研修プログラムの変更の場合にあつては、変更前及び変更後の研修プログラム）

イ 研修プログラムの変更の場合にあつては、変更する箇所を記載した書類（変更部分に下線を付した変更前及び変更後の研修プログラムでも差し支えない。）

ウ 臨床研修病院群を構成する病院及び大学病院相互間の連携体制を記載した書類

（様式 1）

工 管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院の大学病院概況表（変更等記載用）

（様式 5）

オ 協力型相当大学病院の構成に変化がある場合にあつては、新たに管理型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う協力型相当大学病院の大学病院承諾書（様式 3）

カ 臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、臨床研修協力施設の臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式 9）及び臨床研修協力施設承諾書（施行通知の様式 5）

（2）（略）

（3）管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式 5）を作成し、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の研修プログラム変更・新設届出書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

4 3にかかわらず、やむを得ない場合にあつては、併診ノロジムの対応を行なうことと認められること。この場合において、臨床研修病院の開設者は、速やかに、1又は2の届出を行わなければならないこと。また、臨床研修病院と共同して臨床研修を行う大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、速やかに、1又は2の情報提供を行なうようお願いする。

第 6 大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の年次報告

- (協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならないこと。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

(2) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、管理型臨床研修病院の開設者に送付するようお願いしていること。

(3) 協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う管理型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する年次報告書及び添付書類と、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院に関する年次報告書とを、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付すること。

2 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告

(1) 管理型相当大学病院と共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の開設者は、毎年4月30日までに、当該病院に関する年次報告書（施行通知の様式8）に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラム並びに管理型相当大学病院及び協力型相当大学病院に係る大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を添えて、管理型相当大学病院の管理者を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならないこと。ただし、管理型相当大学病院の管理者を経由できない場合には、厚生労働省医政局医事課に相談すること。また、臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、臨床研修協力施設概況表（施行通知の様式9）を添付すること。

- (2) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成するようお願いしていること。
- (3) 協力型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、当該病院の大学病院概況表（変更等記載用）（様式5）を作成し、管理型相当大学病院の管理者に送付するようお願いしていること。

(4) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書及び添付書類を取りまとめて、一括して厚生労働省医政局医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供
(略)
(4) 管理型相当大学病院の管理者に対しては、依頼通知により、共同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院の年次報告書及び添付書類を取りまとめて、一括して当該管理型相当大学病院の所在地を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付するようお願いしていること。この場合において、複数の協力型臨床研修病院の添付書類が重複するときは、1部を残して他を省略しても差し支えないこと。

第7 大学病院のみで共同して臨床研修を行う大学病院からの情報提供
(略)

いしていること。

第8 文部科学省との連携
管理型相当大学病院又は協力型相当大学病院と共同して臨床研修を行う大学病院からの指定の申請、変更の届出、研修プログラムの変更若しくは新設の届出若しくは年次報告又は大学病院からの情報提供がなされた場合には、厚生労働省医政局医事課から文部科学省高等教育部医学教育課に対して、その旨の情報提供を行うこととしていること。

- (2) (略)
- (3) (略)

第8 文部科学省との連携
(略)